

保護者様

大阪府立山本高等学校長

登校に関する報告書の提出について(お願い)

本校では以下の感染症に罹患した生徒について、学校保健安全法により出席停止(欠席日数に数えない)とし、感染の恐れがなくなるまで休養をとっていただくことになっています。

つきましては、再登校の際は【登校に関する報告書】の欄について保護者様のご記入のうえ、生徒に担任まで提出させていただきます。ご面倒をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

学校保健安全法で定められた感染症		
種別	疾病名	出席停止の期間の基準
1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、特定鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群	治癒するまで
2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ除外)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで(発症日を0日とする)
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
3種	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	
その他	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された指定感染症(感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症等)	※本校での流行の状況等により、出席停止になる <u>可能性がある</u> 疾病です。(数名の発生では出席停止になりません)

【 登 校 に 関 す る 報 告 書 】

年 組 番 名 前	
保護者名	
疾 病 名	
出席停止の期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
医療機関名	